

平成 28 年 9 月 21 日
(理事会決定)

社会保険未加入対策の一層の強化について

一般社団法人日本建設業連合会

社会保険未加入対策については、平成 29 年度までに企業単位で 100%、労働者単位では製造業相当を目指すとの目標のもとに官民あわせて対策に取り組んでいるところである。

今般、国土交通省では、社会保険への加入徹底に向けた取り組みを建設企業が足並みを揃えて一層強化するため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を一部改訂するとともに、適正な保険への加入が確認できない作業員の取扱いなど「ガイドライン」の運用について通達を行ったところである。

日建連では、建設技能者の処遇改善による担い手の確保と法定福利費を適正に負担する事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、昨年決定した「社会保険加入促進要綱」(以下「要綱」という)及び「社会保険の加入促進に関する実施要領」(以下「実施要領」という)に基づき、下請企業に対する社会保険加入指導の徹底、適正な法定福利費の確保及び社会保険未加入企業の排除等に取り組んでいるところであるが、今回の「ガイドライン」の改訂等を受け、「要綱」、「実施要領」を別添のように改正し、前述した目標達成に向け、社会保険加入促進に一層取り組むこととする。

今回の改正では、平成 29 年 4 月 1 日から、工事の施工への影響を踏まえつつ、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者については、工事現場への入場は認めないこととし、今後必要な下請企業に対する周知方法等を定めている。日建連会員企業は、今回の改正の趣旨を踏まえ、企業単位のみならず労働者単位においても社会保険の加入徹底について足並みを揃えて推進していくこととする。

以上

社会保険加入促進要綱

一般社団法人 日本建設業連合会
平成 27 年 1 月 19 日制定
平成 28 年 9 月 21 日一部改正

第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

第2 受注時における適正な法定福利費※の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

第3 社会保険（企業単位及び労働者単位）加入の指導と徹底

（1）一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

（2）二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

（3）未加入の場合の取扱いの周知徹底について

元請企業は、全ての下請企業に対して、適正な社会保険に未加入の下請企業及び労働者の取扱いについて周知徹底する。

第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

（1）法定福利費の内訳明示について

①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

（2）適正な法定福利費の確保について

①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

（1）重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

（2）偽装請負の排除について

①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

第6 社会保険未加入企業の排除

（1）一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

（2）二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

第7 社会保険未加入労働者の現場入場の制限

元請企業は、平成29年度以降、工事の施工への影響を踏まえつつ、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者については、工事現場への入場は認めないことを徹底する。

第8 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること

- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

第9 適用

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。また、平成 28 年 9 月 21 日改正に係る部分は平成 28 年 9 月 22 日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。

社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について

平成 28 年 10 月 18 日
一般社団法人日本建設業連合会
労 働 委 員 会

平成 28 年 9 月 21 日理事会において決議された「社会保険未加入対策の一層の強化について」を受け、日建連会員企業は、平成 29 年 4 月 1 日に向け社会保険加入率を更に上げるべく、以下の事項について具体的に取り組むこととする。

1. 現状把握

- ・ 各社において、企業単位及び労働者単位の適正な社会保険加入状況について調査・把握の実施

2. 加入に向けた周知徹底・指導等

- ・ 社長通達等の方法により社内に対する周知徹底
- ・ 協力会の会議、安全大会等における専門工事会社に対する周知徹底
- ・ 現場において、下請会社、現場入場者に対する周知徹底（ポスターの制作および掲示、新規入場者教育用紙への追記等）
- ・ 各社における加入促進キャンペーン等の実施（加入促進月間、加入促進運動等）

3. 見積要綱、契約書等契約関係書類の変更

以下の内容を踏まえ、下請企業からの見積書の提出に関する書類（見積要綱等）や元下契約に関する書類を改訂するとともに、契約関係者に周知徹底する。

- ・ 来年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入していない一次下請企業の労働者（二次以下の下請企業の労働者も含む）は工事現場への入場を認めないことを明示（見積要綱に明示、元下契約の契約条件にする等）

以上

雇用保険 健康保険 厚生年金保険

至急 社会保険に加入しましょう!

2017年4月以降は、特段の理由がない限り適正な社会保険に
未加入の方は **工事現場に入場できなくなります!**



- ① **特段の理由** → 国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付)において、提示されました。(QRコード参照)
- ② **適正な社会保険** → 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険を言います。
(雇用されている企業の法人と個人事業主の別や規模、あなたの就労形態等により、加入すべき保険は異なります。雇用されている企業に確認してください。)

※社会保険は、企業・国民に義務付けられた、皆さんの生活を守る為の保険です。必ず加入しましょう。



一般社団法人 **日本建設業連合会**
JFCC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

